TILTRAC

Tokyo International Law Training Centre

シンガポール司法試験 (FPE)受験準備コース

2015年6月開講

シンガポールは他国で法曹資格を持ち実務経験3年以上の人を対象に、同国のビジネス・ローに限定した司法試験(Foreign Practitioner Examination: FPE)制度を2014年に導入しました。

刑法・行政法・家族法等、通常の企業法務との直接 の繋がりが薄い分野の学習が不要なこと、司法修習 が不要なことがその特色です。

日本企業の国際化が一層進む中、シンガポールにア ジア地域統括本部を設置する企業も増え、コモン・ ローである同国の法律の知識を習得することは日 常の国際業務に直結するメリットがあります。

当センター主催者加藤は今年1月に同試験を受け合格し、その受験準備で得た知識と経験を多くの方々と共有すべく標記受験準備コースを開催します。また受験の予定は無いものの同国のビジネス・ローを学びたい方にも有益と思われますのでどうぞ奮ってご参加ください。

2015年6月

東京国際法務研修センター主宰 竹田・長谷川法律事務所 外国法事務弁護士(原資格英国法) 加藤 照雄





1955年広島県呉市出生。1978年一橋大学商学部卒(ロンドン大学留学を含む)、日本債券信用銀行(現あおぞら銀行) 入行。1985年より同行ロンドン支店勤務。

1992 年ロンドンの Richards Butler 法律事務所 (現 Reed Smith) 入所、1997 年英国弁護士 (solicitor) 登録。2000 年から 2011 年ロンドンの Field Fisher 法律事務所所属 (partner)。在英 25 年。

2012 年 1 月から 2014 年 3 月まで岩田合同法律事務所所属、 2014 年 4 月竹田・長谷川法律事務所に移籍。 2015 年 4 月シンガポール司法試験(FPE)合格。

世界知的財産機構紛争解決センターWIPO Arbitration & Mediation Center 認定仲裁・調停人。

シンガポール(SMC)・香港(HKIAC, HKMAAL)・オーストラリア (AMA)認定調停人 (Mediator)。国際仲裁人協会シンガポール 支部国際活動委員会委員 (MCIArb)。

著書

「企業の海外取引:準拠法と国際仲裁」 http://www.amazon.co.jp/dp/B00FVSBIRU

講演・講師

WIPO、IBA、東京弁護士会、日本組織内弁護士協会、日本仲裁人協会開催の会議・研修・セミナー等

教官

WIPO・インドネシア特許庁共催、商標紛争調停研修 WIPO・韓国特許庁共催、WIPO 知財サマースクール 3 年以内に諸外国(法務先進国)の大手法律 事務所の中堅アソシエイトと対等にやりあえ る法務、知財人材を 100 名輩出する。



本センターは外国法事務弁護士(原資格英国法)加藤照雄が主宰する私設教育機関で、営利業務従事届出書が東京弁護士会に提出されています。本センター提供のコースは加藤照雄が所属する竹田・長谷川法律事務所主催のセミナーではありません。

Tokyo International Law Training Centre (TILTRAC) 東京国際法務研修センター

〒162-0843 東京都市谷田町 2-7-6-1202 電話 050-5864-8683 E info.tiltrac@gmail.com www.tiltrac.org 本コース専用問い合せ先 info@tiltrac.org

(version 20150527) (version 20150527)

(version 20150527)

シンガポール司法試験 (FPE) について

次回 $(2016 \oplus P)$ 開催要領はその実施の有無を含め未発表です。前回 $(2015 \oplus 1)$ 月下旬実施 公開情報と Q&Aを当センターHP www.tiltrac.org でご覧ください。特に以下の点にご留意ください。

- 1 合格者はシンガポール当局への登録により(司法修習の必要なく)同国のビジネス法を同国弁護士法令に従ってプラクティスすることを得ます。
- 2 主要な受験資格要件は①他国の弁護士資格所有、② 3 年以上の弁護士実務経験(含む他国)、③既にシンガポールで外国弁護士として就労、又は就労内定 (本試験合格を条件とすること可)です。
- 3 FPE 合格から登録までの期間は最大5年間です。
- 4 前回の申込期間は 2014 年 8 月 18 日から 2014 年 10 月 3 日、試験は 2015 年 1 月 20 日から 30 日にかけて 4 回、結果通知は 2015 年 4 月 22 日でした。
- 5 試験は open book で書籍、ノート類とラップトップ・タブレット1台の持ち込みが許されました。
- 6 過去問、受験者数・合格率は非公開です。

コース運営概要

- 1 ①対面参加およびビデオ会議参加の「ライブ参加グループ」と② (非公開) YouTube で事後視聴する「事後視聴グループ」からなります。
- 2 入会金無料で、後述の参加費を最初の 3 回分と残り の分の二回に分けて前払い頂きます。**退会は随時可** 能で前払分があれば返金します。
- 3 カリキュラムは右の通りですが、進捗状況、参加者 の要望を踏まえて適宜変更し柔軟に対応します。
- 4 主宰者の都合・裁量によりコースの変更・中断、一部の参加者の退会要請があり得ます。次回の試験が開催されなくなった場合には本コースもそこで中止となり、既習分の返金はありません。
- 5 受験申込手続きは各自で手配して頂きます。

ライブ参加会員

- 1 毎月一度当センターでの対面参加、又は WebEx によるビデオ参加です。定員 6名で来年受験希望者を優先します(最小催行人数 4名)。
- 2 入会金無料で、参加費は各回 25,000 円 (含む日本 の消費税)です。日程は毎回参加者と協議の上調整 します(各回 2 時間強)。主宰者と参加者のやりと りの音声が録画に含まれ後述の事後視聴会員に配信 されます。参加不可能な場合はその回について事後 視聴会員となります(参加費差額は返金します。)
- 3 毎回予習・復習が必要です。
- 4 試験事務局のシラバス記載の教科書を全て購入する と 20 万円以上しますが、申込み後に必要なものを お知らせします (5 万円程度の予算が必要です)。
- 5 論述試験の英語アウトプットのスピードアップを目指し授業日以外で毎月各自が自宅で模擬試験に臨みます(各回1問で1時間、但し最終回は4問で3時間の設定)。答案に個別にメールで全体的な講評はしますが解答の添削、採点はしません。

事後視聴会員

- 1 ライブ参加会員の授業録画(第7回まで)をYouTube (非公開)で各自視聴します(最小催行人数10名)。 視聴のためにはGmailアカウントとGoogle+の登録が必要です(複製禁止)。アップロード後12か月間視聴可能で視聴回数に制限はありません。第8回を除く模擬試験問題をお知らせしますが答案提出はありません。
- 2 入会金無料で、参加費は各回 10,000 円 (含む日本 の消費税)です。途中入会は随時可能ですが参加費 支払いは初回分からとなります。
- 3 十分な希望があれば 2 時間程度の「オフ会」(ビデオ参加も可)を2回程度開催を検討します(参加費等詳細未定)。このオフ会以外で個別の質問にお応えすることは出来ません。

カリキュラム(予定)

	Ethics & Professional Responsibility
第1回	(ほぼ確実に高得点を狙える科目)
(6月)	● 模擬試験(ライブ参加会員のみ)
	Corporate Practice ①
第2回	(会社法法典の精読が肝腎)
(7月)	Company Law
	Insolvency law
	● 模擬試験 (ライブ参加会員のみ)
	Corporate Practice ②
第3回	(会社法と Take Over Code がメイン)
(8月)	• Joint Ven t ures
	Take-Overs and Mergers
	模擬試験(ライブ参加会員のみ)
	Corporate Finance ①
第4回	(金融商品取引法と上場規則がメイン)
(9月)	• Capital Markets
(, , , ,	● 模擬試験(ライブ参加会員のみ)
	Corporate Finance ②
第5回	(金融法、特に銀行法がメイン)
(10月)	Banking
	Alternative Business Structures
	● 模擬試験 (ライブ参加会員のみ)
	Commercial Practice ①
	(契約法と信託法・衡平法がメイン)
第6回	• Legal & Financial System
(11月)	• Contract
	• Property
	Trusts and Equity
	● 模擬試験(ライブ参加会員のみ)
	Commercial Practice ②
	(知財法と仲裁法がメイン)
第7回	Intellectual Property
(12月)	Tax, Competition
	Arbitration, Financial Crimes
	● 模擬試験(ライブ参加会員のみ)
第8回	まとめ・模擬試験(4 問で 3 時間)
(1月初)	(ライブ参加会員のみ)